

# 令和3年度リサーチコンプレックス形成推進業務委託 仕様書

## 1. 総則

### (1) 適用範囲

本仕様書は、仙台市契約規則に従い、委託者の仙台市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に業務委託する「リサーチコンプレックス形成推進業務委託」（以下、「本業務」という）に適用する。

### (2) 通則

- ①本業務は、仙台市契約規則に基づくほか業務委託契約書、本仕様書、特記仕様書によって行う。
- ②本業務を行うにあたり、乙は甲と綿密に連絡を取るとともに、甲の指示に従わなければならない。
- ③本業務の遂行にあたり、乙は本業務による事務に関して知り得た個人情報の内容や甲から提供のあった情報については、下記の事項を厳守しなければならない。
  - i) 乙は、本業務による事務に関して知り得た個人情報の内容や甲から提供のあった情報については、その秘密を保持しなければならない。本業務が完了した後においても同様の取り扱いとする。
  - ii) 乙は、甲から提供のあった情報を指示した目的以外に使用し、また、第三者へ提供してはならない。本業務が完了した後においても同様の取り扱いとする。
  - iii) 乙は、情報を記録した書類または電磁的記録媒体の複写及び複製をしてはならない。
  - iv) 乙は、個人情報の漏洩等の事故が発生し、または発生する恐れがあることを知った場合、速やかに甲に報告し、その指示に従うものとする。
  - v) 乙が前各号に掲げる事項に関する定めに違反した場合、甲は本契約解除等の措置及び損害賠償請求をすることができる。
- ④乙は、本業務の着手前に業務計画書を甲に提出し、承認を受けなければならない。なお、業務計画書には次の事項を含むこととする。
  - i) 着手届
  - ii) 業務内容
  - iii) 業務履行計画表
  - iv) 業務担当者届（実施体制）
  - v) その他甲が必要と定めたもの
- ⑤乙は、本仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに甲に連絡し、その指示に従うものとする。
- ⑥本業務は、成果品及び完了届その他完成に必要な図書を提出し、業務完了の確認または成果品の検査に合格した場合は業務完了と認める。ただし、業務完了後に成果品に誤り等が確認された場合は、乙は、甲の指示により速やかに修正または再作業を行うものとする。また、その費用については乙の負担とする。

## 2. 業務の目的

仙台市内に整備が進む次世代放射光施設の稼働を契機として最先端研究開発拠点や関連企業が立地・集積し、世界レベルのリサーチコンプレックスの形成が期待されるが、これを確実なものとするために、自治体等関係機関による立地支援策の実施が必要である。立地支援策の策定に当たっては、資金面（本市助成金、税制優遇 等）、ハード面（用地やオフィスフロア等の確保、通信や交通のイ

ンフラ整備 等)、ソフト面(施設利用の簡便さ、東北大学との連携、本市保有の施設利用権(2,000時間)等)などの検討課題が存在する。

本業務においては、リサーチコンプレックスを形成すると期待される企業や、既に国内に存在している放射光施設および施設の関連機関を対象としたアンケート調査及びヒアリング調査を実施することにより、企業の拠点設置における課題・条件を深堀し、立地支援策の検討及び積極的な企業への立地推進を行う。

### 3. 業務の内容

本業務の内容は下記のとおりとする。

#### (1) ヒアリング調査及び立地推進業務

##### ① 調査対象およびヒアリング件数

###### (ア) 調査対象

令和元年度に本市が実施したりサーチコンプレックス形成推進業務において、立地可能性があると見込まれた企業がコンタクトを図った企業その他、令和2年度にJETRO仙台が実施した外資系企業向けリサーチコンプレックス形成推進業務によりコンタクトを図った企業や、次世代放射光施設の立地や稼働を契機として本市に研究開発拠点の立地可能性があると見込まれた企業(東北大学と既に共同研究を実施している企業等)および既に国内に存在している既存の放射光施設や施設の関連機関(自治体、公設試験研究機関等)等。

###### (イ) アンケート調査件数

1,000件程度

(ウ) 訪問・WEB面談件数(原則訪問とする。但し、新型コロナウイルスの影響等により訪問が難しい場合においてはWEB面談も可とする。)

70件程度

##### ② アンケート調査(送付・回収・分析)

乙は、次世代放射光施設に関する本市の取り組みを企業等へ情報発信するとともに、次世代放射光施設への関心度や、研究開発拠点の新規設置における検討具合、施設利用権の需要等を聴取する内容のアンケートを作成する。作成後、送付先となる企業や放射光施設および施設の関連機関におけるリストアップを行い、送付及び回収を図る。回収したアンケート結果をもとに、調査対象となり得る立地可能性企業や放射光施設および施設の関連機関の発掘や素案の検討等を行う。

##### ③ 訪問・WEB面談のアポイントメント取得

乙は、ヒアリング対象企業や放射光施設および施設の関連機関における候補をリストアップした上で、甲と甲所有の訪問先リストとのすり合わせ及び協議の上ヒアリング打診の優先順位を付ける。これに従って、乙は訪問のアポイントメントを取得することとするが、甲所有のヒアリングリストに掲載の企業等については、甲がアポイントメントを取得する。訪問日程の調整にあたっては、原則として、甲が指定する候補日程の範囲内で調整し、訪問当日の15日前までに確定させること。尚、新規発掘企業については、訪問優先のアポイントメント取得を原則とする。

##### ④ ヒアリング調査及び立地推進活動

乙は、本業務の目的を達成するため、主に次の内容についてヒアリング調査や立地推進に資する営業活動を実施すること。なお、ヒアリング調査は原則として個別に実施することとし、複数社同時に実施する場合は甲の事前承諾を必要とする。ヒアリング調査には甲が同行・同席する。

### 【ヒアリング調査】

- (ア) 研究開発拠点設置における仙台市内の立地環境への評価
- (イ) 仙台市内への研究開発拠点設置に関する考え方や方向性
- (ウ) 拠点設置において考える課題や行政が対応すべき立地支援策
- (エ) 次世代放射光施設の活用に関する考え方や方向性
- (オ) 甲が保有する次世代放射光施設の利用率における誘致対象企業へ向けた活用スキームにおける意向

### 【立地推進活動】

- (カ) 次世代放射光施設の稼働を契機に仙台市内への立地を検討している企業については、本市の取り組みや助成金制度等を紹介する等、立地を後押しする積極的な営業活動を実施
- ④ 訪問・WEB面談記録の作成  
訪問・WEB面談時の記録（要旨・要点）を個別に作成し、甲へ提出すること。
  - ⑤ ヒアリング結果の整理  
ヒアリング調査により判明した内容について整理し、その結果を甲へ書面にて報告すること。

### (2) 立地支援策案の検討及び素案の作成

調査結果をもとに、本市が策定すべき支援策について、資金面（本市助成金、税制優遇 等）、ハード面（用地やオフィスフロア等の確保、通信や交通のインフラ整備 等）、ソフト面（施設利用の簡便さ、東北大学との連携、本市保有の施設利用率（2,000 時間）等）などの観点により、令和元年度調査にて整理し検討した事項を深堀し、素案を作成する。

### (3) 定例ミーティングの実施及び取りまとめ業務

乙は、業務の進捗状況や検討結果等を確認・協議するために甲へ適宜報告を行うとともに、定例ミーティングを実施し、これらを取りまとめること。

- ① 定例ミーティングの実施（1 回／月程度、1 時間程度／回）
  - ・第1回（キックオフミーティング）及び最終回（総括ミーティング）は、甲が指定する会議室において実施する。
  - ・その他の回は、企業訪問のスケジュールに合わせて首都圏等で実施することを可とする。
- ② 定例ミーティングの必要資料（各業務の内容把握、進捗取りまとめ）及び議事録の作成
- ③ 総括報告書の作成、納品
  - ・（1）から（3）までの業務実績を取りまとめ、立地支援策素案を記載した総括報告書を作成すること。

## 4. 委託料

委託料は 7,370 千円（消費税含む）を上限とする。

## 5. 委託料の減額

業務の実施内容を仕様書等関係書類と照合し、ヒアリング件数等に対して不足があると甲が判断する場合は、協議の上、契約変更により契約金額の減額を行うことがある。

## 6. 委託期間

契約締結日から令和 4 年 3 月 31 日まで。

## 7. その他留意事項

### (1) 連絡体制

電子メールを基本とし、報告書類等は仙台市企業立地課のPCに集中して保管する。

### (2) 成果物等の取り扱いについて

本事業により生じた特許権等の知的財産権及び成果物は、原則として甲に帰属するものとし、甲の承諾なく本事業以外の目的に用いることができないものとする。

## 8. 担当

仙台市 経済局 産業政策部 企業立地課 (担当：山内)

TEL:022-214-8245 FAX:022-214-8321